

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	令和6年5月15日
【発行者の名称】	株式会社バルコス (BARCOS Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 敬
【本店の所在の場所】	鳥取県倉吉市河北町1番地 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)
【最寄りの連絡場所】	鳥取県倉吉市中江48番地の1
【電話番号】	0858-48-1440 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 佐伯 英樹
【担当 J - A d v i s e r の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	03-3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社バルコス https://www.barcos.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 3【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第33期 第1四半期 連結累計期間	第34期 第1四半期 連結累計期間	第33期
会計期間	自 令和5年1月1日 至 令和5年3月31日	自 令和6年1月1日 至 令和6年3月31日	自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日
売上高 (千円)	849,857	1,096,232	3,857,816
経常利益又は経常損失(△) (千円)	31,314	△115,830	120,310
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益又は親会社株主に 帰属する四半期純損失(△) (千円)	12,262	△89,520	42,821
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	12,696	△85,712	46,720
純資産額 (千円)	457,182	405,495	491,207
総資産額 (千円)	2,702,245	4,068,380	4,195,172
1株当たり四半期(当期)純利益又 は1株当たり四半期純損失(△) (円)	10.76	△78.53	37.56
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	16.9	10.0	11.7

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、発行会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第33期第1四半期連結累計期間及び第33期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第34期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益につきましては、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式がないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動は以下のとおりであります。

（ライフスタイル提案事業）

当第1四半期連結会計期間において、株式会社 immunity の株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

この結果、令和6年3月31日現在では、当社グループは、当社及び子会社8社により構成されることとなりました。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

当第1四半期連結累計期間（令和6年1月1日から令和6年3月31日）における世界経済は、世界的なインフレ進行に対する各国の金融引き締めの影響が広がることに伴う景気後退への懸念、中国の経済成長の鈍化に加え、地政学的リスクの継続など、不透明かつ不安定な状況が継続しています。国内経済においては、長引く円安の影響により国内物価が上昇し、その上昇に所得の伸びが追いつかず国内個人消費に暗い影を落としております。

このような状況下において当社グループでは、積極的にM&Aを行うことで優れた技術力・ノウハウ・人材をグループに取り入れる努力を行ってきました。ライフスタイル提案事業において新たに株式会社immunityをグループに迎え、当社グループが目指す中期経営ビジョン「美しく豊かに暮らす」を実現するため、より広い年齢層により多くの商品やサービスを提供できるグループへと拡大いたしました。また、円安に対応するため2年前より内製化の対応を進め、現在の円安水準でも利益が確保できる体制を構築しております。今後為替相場が円高に進行する状況になれば更に利益が増加する見込みとなっております。

各セグメントが実施した具体的な施策は以下のとおりとなります。

ライフスタイル提案事業では、令和6年新作グッドラックウォレット「ポンテピッコラ」の販売を本格的に開始しました。今年的主力商品である「ポンテピッコラ」は販売開始から想定を超える受注を受けることができましたが、生産国である中国の旧正月のタイミングが合わず生産がまったく追いつかない状況となり、令和6年3月末時点の受注残が6万個を超える状況となりました。この売上は第2四半期の収益となる予定です。一時的に業績が悪化しているように見えますが、受注売上は計画どおり進んでおり、受注残の納品も第2四半期末までには完了する見込となっております。

また、インフォーマーシャルと連動したFacebook広告、Instagram広告の効率的配信のノウハウが社内に蓄積されてきたことも効果として現れはじめ、ECの売上も拡大してまいりました。2022年より本格的に開始している自社カタログの通信販売は冊子のクオリティが向上し、販売効率が上がるとともにメディアとしても有力なメディアとして成長し、広告収入も安定してきました。

昨年当社グループへ加わった株式会社BFLOATでは、システムを駆使したECプラットフォームでのモール販売に加え自社オンラインサイトでの販売が拡大してきており、今後の利益率の向上が期待されます。また、株式会社BFLOATの持つECモール販売のノウハウを当社の事業にも流用しており当社のECモールでの販売を拡大してまいります。

メディアクリエイティブ事業では、既存事業である配信型ビジネスに加えオウンドメディア型ビジネスを開始しました。配信型ビジネスでは、昨年よりLINEヤフー株式会社に加え、新たに共同通信社への配信を始め、収益が拡大してまいりました。オウンドメディア型ビジネスでは自分たちで集客できるSNSメディア「petrel」の運用を開始しました。現在このメディアは23万人を超えるフォロワーを抱えており、今後は「petrel」を基軸として広告タイアップ型の商品販売や広告運用ビジネスを始めしていく予定です。

不動産事業では、引き続き安定的な収益を確保しております。

その結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は1,096,232千円（前年同期比29.0%増加）、営業損失は114,972千円（前年同期は営業利益37,590千円）、経常損失は115,830千円（前年同期は経常利益31,314千円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は89,520千円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純利益12,262千円）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

（ライフスタイル提案事業）

ライフスタイル提案事業の当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高1,015,784千円（前年

同期比 29.8%増加)、セグメント損失 43,519 千円 (前年同期はセグメント利益 108,120 千円) となりました。

(メディアクリエイティブ事業)

メディアクリエイティブ事業の当第 1 四半期連結累計期間の業績は、売上高 74,752 千円 (前年同期比 23.3%増加)、セグメント損失は 11,482 千円 (前年同期はセグメント損失 10,679 千円) となりました。

(不動産事業)

不動産事業の当第 1 四半期連結累計期間の業績は、売上高 5,695 千円 (前年同期比 17.7%減少)、セグメント利益は 576 千円 (前年同期比 4.7%減少) となりました。

2 【対処すべき課題】

令和 6 年 3 月 29 日付の発行者情報公表日後、本四半期発行者情報公表日までにおいて、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

3 【事業等のリスク】

令和 6 年 3 月 29 日付の発行者情報公表日後、本四半期発行者情報公表日までにおいて、本四半期発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありません。また、令和 6 年 3 月 29 日に公表した発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<担当 J-Adviser との契約について>

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。

当社ではフィリップ証券(株)を令和 2 年 3 月 30 日開催の取締役会において、担当 J-Adviser に指定する事を決議し、令和 2 年 3 月 31 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約 (以下「当該契約」といいます。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

1. J-Adviser 契約解除に関する条項

当社が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)は J-Adviser 契約 (以下「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日 (当該 1 年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日) までの期間 (以下この項において「猶予期間」という。)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、当社が法律の規定に基づく再

生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（フィリップ証券㈱が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、フィリップ証券㈱が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（当社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している当社を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(イ) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(ロ) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実になった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったとフィリップ証券㈱が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であつて、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であるとフィリップ証券㈱が認めた日）

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若

しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(イ)又は(ロ)に定める場合に従い、当該(イ)又は(ロ)に定める事項に該当すること。

(イ) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(ロ) 当社が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(イ)及び(ロ)に掲げる事項が記載されていること。

(イ) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと

(ロ) 前aの(イ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ロ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

(5) 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたとフィリップ証券㈱が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合とフィリップ証券㈱が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(イ)又は(ロ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(イ) TOKYO PRO Market の上場株券等

(ロ) 上場株券等が、その発行者である当社の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 当社が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非

上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されているとフィリップ証券㈱が認めるとき

(8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、フィリップ証券㈱がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であるとフィリップ証券㈱が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、当社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下この b において同じ。)が記載され、かつ、その影響が重大であるとフィリップ証券㈱が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

当社が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合

(11) 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

当社が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

当社が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとしてフィリップ証券㈱が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいとフィリップ証券㈱が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとフィリップ証券㈱が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総

会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であるとフィリップ証券㈱が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないとフィリップ証券㈱が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

当社が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(17) 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したとフィリップ証券㈱が認めるとき

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、フィリップ証券㈱もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

2. J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項

(1) 当社又はフィリップ証券㈱のいずれかが、当該契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヵ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

(2) 前項の定めにかかわらず、当社及びフィリップ証券㈱は、合意により本契約期間中いつでも当該契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより当該契約を解除することができる。

(3) 契約解除する場合、特段の事情のない限りフィリップ証券㈱は、あらかじめ当該契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

4 【経営上の重要な契約等】

当社は、令和6年2月14日開催の取締役会において、株式会社 immunity の全株式を取得し子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

詳細は、「第6 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

6【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)重要な会計方針及び見積り

当社グループの四半期連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この四半期連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者により、一定の会計基準の範囲内で合理的と考えられる見積りが行われている部分があり、資産・負債、収益・費用の金額に反映されております。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

(2)財政状態の分析

(流動資産)

当第1四半期連結会計期間末における流動資産の残高は、1,807,401千円（前連結会計年度末は、1,994,716千円）となり187,315千円減少しました。現金及び預金が20,035千円、前渡金が35,096千円増加したものの、受取手形及び売掛金が246,132千円減少したことが主な要因であります。

(固定資産)

当第1四半期連結会計期間末における固定資産の残高は、2,260,979千円（前連結会計年度末は、2,200,455千円）となり60,524千円増加しました。のれんが16,008千円、繰延税金資産が33,078千円増加したことが主な要因であります。

(流動負債)

当第1四半期連結会計期間末における流動負債の残高は、1,629,954千円（前連結会計年度末は、1,644,478千円）となり14,523千円減少しました。1年内返済予定の長期借入金26,254千円、未払金が18,375千円増加したものの、支払手形及び買掛金が9,175千円、返金負債が10,842千円、流動負債の「その他」が33,874千円減少したことが主な要因であります。

(固定負債)

当第1四半期連結会計期間末における固定負債の残高は、2,032,931千円（前連結会計年度末は、2,059,486千円）となり26,555千円減少しました。長期借入金20,393千円減少したことが主な要因であります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産の残高は、405,495千円（前連結会計年度末は、491,207千円）となり85,712千円減少しました。親会社株主に帰属する四半期純損失が89,520千円となったことにより利益剰余金が減少したことが主な要因であります。

(3)経営成績の分析

「1【業績等の概要】」をご参照ください。

(4)キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期連結累計期間における四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当第1四半期連結会計期間末現在発行数(株) (令和6年3月31日)	公表日現在発行数(株) (令和6年5月15日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,560,000	3,420,000	1,140,000	1,140,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	4,560,000	3,420,000	1,140,000	1,140,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
令和6年1月1日～ 令和6年3月31日	—	1,140,000	—	30,000	—	22,000

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和6年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,140,000	11,400	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,140,000	—	—
総株主の議決権	—	11,400	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第6【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、第1四半期連結会計期間(令和6年1月1日から令和6年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(令和6年1月1日から令和6年3月31日)に係る四半期連結財務諸表について、新月有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和5年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (令和6年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	740,175	760,211
受取手形及び売掛金	558,922	312,790
商品	482,972	499,184
原材料及び貯蔵品	3,753	3,373
返品資産	9,914	1,271
前渡金	111,130	146,226
その他	87,924	84,385
貸倒引当金	△76	△42
流動資産合計	1,994,716	1,807,401
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	299,312	295,047
機械装置及び運搬具（純額）	9,083	8,185
工具、器具及び備品（純額）	6,498	6,074
土地	363,972	363,972
建設仮勘定	660	660
その他（純額）	249	598
有形固定資産合計	679,776	674,538
無形固定資産		
商標権	507,243	499,734
のれん	790,953	806,962
その他	7,387	9,449
無形固定資産合計	1,305,584	1,316,146
投資その他の資産		
投資有価証券	36,950	43,328
長期前払費用	14,166	10,483
繰延税金資産	69,097	102,176
その他	94,879	114,305
投資その他の資産合計	215,094	270,294
固定資産合計	2,200,455	2,260,979
資産合計	4,195,172	4,068,380

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和5年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (令和6年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	63,027	53,851
短期借入金	850,000	851,015
一年内返済予定の長期借入金	353,920	380,174
未払金	240,019	258,395
未払法人税等	26,302	22,760
リース債務	2,624	2,464
賞与引当金	11,654	9,079
返金負債	13,161	2,319
その他	83,768	49,893
流動負債合計	1,644,478	1,629,954
固定負債		
長期借入金	1,841,263	1,820,870
リース債務	1,233	637
繰延税金負債	168,763	165,261
退職給付に係る負債	32,971	31,493
資産除去債務	8,213	8,216
その他	7,042	6,451
固定負債合計	2,059,486	2,032,931
負債合計	3,703,965	3,662,885
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金	22,000	22,000
利益剰余金	432,946	343,425
株主資本合計	484,946	395,425
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,268	10,267
為替換算調整勘定	△7	△197
その他の包括利益累計額合計	6,261	10,070
純資産合計	491,207	405,495
負債純資産合計	4,195,172	4,068,380

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和6年1月1日 至 令和6年3月31日)
売上高	849,857	1,096,232
売上原価	222,437	344,935
売上総利益	627,420	751,296
販売費及び一般管理費	589,830	866,269
営業利益又は営業損失(△)	37,590	△114,972
営業外収益		
受取利息	3,062	1,184
為替差益	5,079	1,333
補助金収入	1,466	171
その他	1,591	1,993
営業外収益合計	11,200	4,683
営業外費用		
支払利息	4,451	5,540
シンジケートローン手数料	13,000	-
その他	24	0
営業外費用合計	17,476	5,540
経常利益又は経常損失(△)	31,314	△115,830
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	31,314	△115,830
法人税、住民税及び事業税	1,232	9,942
法人税等調整額	17,819	△36,251
法人税等合計	19,052	△26,309
四半期純利益 又は四半期純損失(△)	12,262	△89,520
親会社株主に帰属する四半期純利益 又は親会社株主に帰属する四半期純 損失(△)	12,262	△89,520

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和6年1月1日 至 令和6年3月31日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	12,262	△89,520
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	493	3,999
為替換算調整勘定	△58	△190
その他の包括利益合計	434	3,808
四半期包括利益	12,696	△85,712
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	12,696	△85,712
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

当第1四半期連結会計期間より、株式の取得に伴い株式会社 immunity を連結の範囲に含めております。なお、同社のみなし取得日を令和6年3月31日としているため、当第1四半期連結会計期間においては、貸借対照表のみを連結しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれん償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和6年1月1日 至 令和6年3月31日)
減価償却費	7,664 千円	15,288 千円
のれん償却額	217	21,465

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(子会社株式の取得)

当社は、令和6年2月14日開催の取締役会において、株式会社 immunity の全株式を取得し、同社を子会社化する旨の決議を行い、同日付で株式譲渡契約を締結し、令和6年2月22日付で当該株式を取得いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社 immunity

事業の内容 SNSマーケティングを駆使した女性向け商品の企画・販売

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社 immunity はSNSマーケティングを駆使した女性向け商品の企画・販売を行う会社でインフルエンサーを活用した販売に関して高いノウハウを保有しております。

一方、当社及び当社グループは中期経営ビジョンである「美しく豊かに暮らす」をコンセプトにファッションアイテムなどの製造、販売の実事業とファッション情報を発信するメディア事業を行っております。株式会社 immunity は当社グループにはないインフルエンサーを活用した販売ノウハウの実績があり当社グループの今後のマーケティングに必要な不可欠と判断したため完全子会社化することといたしました。

(3) 企業結合日

令和6年2月22日（みなし取得日 令和6年3月31日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

当第1四半期連結累計期間においては貸借対照表のみを連結しているため、被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	100,000千円
取得原価		100,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 10,000千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

38,874千円

なお、取得原価の配分が完了していないため、のれんは暫定的に算定された金額であります。

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

効果の発現する期間にわたって均等償却いたします。償却期間については算定中です。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 令和5年1月1日 至 令和5年3月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	ライフ スタイル 提案事業	メディア クリエイ ティブ 事業	不動産 事業	計		
売上高						
バッグ	266,291	-	-	266,291	-	266,291
財布	378,080	-	-	378,080	-	378,080
服飾雑貨	3,994	-	-	3,994	-	3,994
その他	133,964	60,603	-	194,567	-	194,567
顧客との契約から生 じる収益	782,331	60,603	-	842,935	-	842,935
その他の収益 (注) 3	-	-	6,922	6,922	-	6,922
外部顧客への売上高	782,331	60,603	6,922	849,857	-	849,857
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	782,331	60,603	6,922	849,857	-	849,857
セグメント利益 又は損失 (△)	108,120	△10,679	605	98,046	△60,456	37,590

- (注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△60,456千円は、セグメント間取引消去18,000千円および報告セグメントに配分していない全社費用△78,456千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
3. その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入であります。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

メディアクリエイティブ事業セグメントにおいて、株式会社コリーから事業譲受によりのがれんが発生しております。なお、当該事象によるのがれんの増加額は、10,000千円であります。

Ⅱ 当第1四半期連結累計期間(自 令和6年1月1日 至 令和6年3月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	ライフ スタイル 提案事業	メディア クリエイ ティブ 事業	不動産 事業	計		
売上高						
バッグ	158,474	-	-	158,474	-	158,474
財布	378,284	-	-	378,284	-	378,284
服飾雑貨	316,520	-	-	316,520	-	316,520
その他	162,505	74,752	-	237,257	-	237,257
顧客との契約から生 じる収益	1,015,784	74,752	-	1,090,537	-	1,090,537
その他の収益 (注) 3	-	-	5,695	5,695	-	5,695
外部顧客への売上高	1,015,784	74,752	5,695	1,096,232	-	1,096,232
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	1,015,784	74,752	5,695	1,096,232	-	1,096,232
セグメント利益 又は損失 (△)	△43,519	△11,482	576	△54,425	△60,547	△114,972

(注) 1. セグメント利益又は損失 (△) の調整額△60,547千円は、報告セグメントに配分していない全社収益9,000千円および全社費用△69,547千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失 (△) は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3. その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入であります。

4. 従来、顧客との契約から生じる収益を分解した情報を「バッグ」、「財布」、「その他」に区分しておりましたが、前第2四半期連結会計期間において株式会社BFLATHoldingsの株式を取得し連結子会社としたことで、服飾雑貨に係る売上高の重要性が高まったことから、前第3四半期連結会計期間より、上記の区分に変更しております。なお、前第1四半期連結累計期間の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、当該変更後の区分に基づき作成したものを記載しております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

前第2四半期連結会計期間において株式会社BFLATHoldings及び株式会社トリプル・オーの株式を取得し連結子会社としたことに伴い事業セグメントの整理を行い、前第3四半期連結会計期間より、従来「皮革製品販売事業」としていた報告セグメント名称を「ライフスタイル提案事業」に、「メディア事業」としていた報告セグメント名称を「メディアクリエイティブ事業」に変更しております。

なお、当第1四半期連結累計期間の比較情報として開示した前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの名称により作成しておりますが、報告セグメントの名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

ライフスタイル提案事業セグメントにおいて、当第1四半期連結会計期間に株式会社immun

i t y の株式を取得したことよりのれんが発生しております。当該事象によるのれんの増加額は、38,874 千円であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項 (セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和6年1月1日 至 令和6年3月31日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失 (△)	10 円 76 銭	△78 円 53 銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失 (△) (千円)	12,262	△89,520
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失 (△) (千円)	12,262	△89,520
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,140,000	1,140,000

(注) 1. 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益につきましては、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式がないため、記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和6年5月15日

株式会社バルコス
取締役会 御中

新月有限責任監査法人
大阪府大阪市
指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

公認会計士

高橋正哉

杉本淳

監査人の結論

当監査法人は、「経理の状況」に掲げられている株式会社バルコスの令和6年1月1日から令和6年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（令和6年1月1日から令和6年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（令和6年1月1日から令和6年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社バルコス及び連結子会社の令和6年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上